

◎新潟県訓令第9号

本 庁
労働委員会事務局

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(規程の準用等) 第6条 (略) 2 前条に規定するもののほか、 <u>新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号）第2条第2項に規定する行政文書の管理</u> については、 <u>新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）</u> の例による。	(規程の準用等) 第6条 (略) 2 前条に規定するもののほか、 <u>文書の処理及び作成については、新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）</u> の例による。